

令和7年度文化芸術の力を活用した地域のにぎわい創出事業業務仕様書

1 業務の目的

地域との連携・協働により、地域の多様な文化芸術資源を活用して、地域の魅力や価値を高め、地域を元気にするとともに、県民が優れた文化芸術に触れる機会を創出することを目的とする。

2 委託業務名

令和7年度文化芸術の力を活用した地域のにぎわい創出事業実施業務

3 委託業務の内容

(1) 業務概要

国内外のアーティストを起用し、地域住民、文化芸術団体、教育・産業関係機関等様々な主体と連携・協働しながら、文化芸術の力を活用し、新たなチャレンジや創意工夫により地域を元気にする事業の企画・運営などの総合的なコーディネートと事業の実施を行う。

(事業例)

- ・アーティスト・イン・レジデンスを通じて、地域の魅力をアートの視点で掘り起こし、国内外へ発信する事業
- ・地域住民や教育関係機関等を巻き込んだ企画展や公演（舞台やコンサート等）を実施する事業
- ・地域の伝統芸能や伝統行事、歴史的建造物などの文化資源を活用したイベントを実施する事業

(2) 実施場所

岡山県内で実施することとする。

(3) 実施期間

契約締結の日から令和8年2月28日までの期間で実施することとする。

(4) 条件

- ・地域との連携・協働事業であること。
- ・子どもや若者を対象として、文化芸術に触れる機会を提供するためのイベント（対話型鑑賞、ワークショップなど）を実施事業の中に盛り込むこと。
- ・国内外のアーティストを起用すること。

4 契約関係

(1) 委託限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・1事業当たりの委託限度額は、2,000,000円とする。
- ・県が予定する委託料の総額は、6,000,000円とする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、事業を効果的及び効率的に行う上で必要な場合においては、事前に県と協議の上、他の者に委託することができるものとする。

5 委託に係る経費等について

(1) 予算に計上できる経費

項目	内 訳
旅費	アーティスト・講師等の交通費、宿泊費等
制作活動費	材料費、機材借料、燃料費、調査費、制作補助費等
企画・展示費	企画制作費、演出費、著作権使用料、作詞・作曲料、原稿執筆謝金、翻訳料、作品借料、作品保険料等
出演費・謝金	出演料、演奏料、司会料、アルバイト謝金、講師謝金等
会場費	会場設営費、会場借上げ料、会場使用に係る付帯設備・光熱水費等
舞台費	照明・音響費、大道具・小道具費、舞台設営・撤去費等
印刷・宣伝費	印刷費(チラシ・ポスター・プログラム(無料配布分)等)、広告宣伝費、デザイン料、看板制作費、ウェブ用告知ページの作成費等
通信・運搬費	作品・道具・材料等運搬費、車両借料、チラシ・DM等送料、郵便代等
諸経費	録音・録画・写真記録費、会議費、消耗品費、催事保険料等

(2) 対象外経費

事務所維持費、職員給与、電話代、事務機器・事務用品等購入・借用費、交際・接待費、ウェブサイト運用費、航空列車の特別料金(グリーン車等)、駐車料金、飲食にかかる経費、花束代、記念品代、プログラム等印刷費(有料の場合)、予備費、その他事業実施に直接関わらない経費など

(3) 留意すべき事項

- ・交通費は、居住地から実施場所までの往復交通費、実施地域内の交通費のみを対象とする。同伴者の旅費は対象としない。
- ・宿泊費は、1人1日あたり10,000円を限度とする。
- ・企画制作費は、委託事業を実施するために必要な企画・制作に関わるスタッフの人的費用とする。
- ・ウェブ用告知ページ作成に係るサーバーのレンタル料や管理費等は対象外とする。
- ・判断が難しい場合は、県と別途協議すること。

6 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日までの期間

7 実績報告

委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書及び収支決算書を県に提出すること。また、事業の実施状況や成果等を実績報告会(公開)において、発表すること(令和8年3月を予定)。

8 個人情報に関する取り扱い

当該委託業務の実施に係る個人情報の取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

- (1) 個人情報については、その必要性を十分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないように配慮するものとする。

(2) 個人情報の収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。

9 審査の観点

企画提案された事業の内容について、以下の観点により総合的に評価する。

- (1) 地域住民、文化芸術団体、教育・産業関係機関等と連携・協働し、地域の理解と協力のもと実施されるものであるか。
- (2) 新たな事業モデルとして協働する分野や他地域への展開が期待されるなど、事業実施により地域社会に与える影響について、ビジョンが明確であるか。
- (3) 地域の文化資源を活用した地域の魅力の掘り起こしや磨き上げにより、地域の魅力を発信し、誘客など地域の活性化に資するような内容となっているか。
- (4) アーティストを起用した企画にこれまでにないチャレンジや創意工夫がみられるなど、新たな文化創造活動等につながることを期待できるか。
- (5) 多くの県民へ文化芸術に触れる機会を提供するとともに、未来を担う子どもや若者が文化に興味を持ち、親しめる内容となっているか。
- (6) 優れた文化芸術に触れる機会の少ない地域にその機会を提供するものであるか。
- (7) 障害のある人や外国人等にとって「見やすさ」「分かりやすさ」等の配慮があるか。また、アーティストや来場者等の安全への配慮があるか。
- (8) 事業計画が無理のない妥当なもので、事業の運営体制が十分に整っているか。
- (9) 見積書の内容・積算が妥当であるか。

10 留意点

- (1) 県が実施する他の委託事業、補助事業、負担金事業等は、この事業の対象とすることはできない。
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有すると認められる場合は、この事業の対象とすることはできない。
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者をアーティストとして起用することはできない。
- (4) 委託業務に係る展示作品等は、委託期間中に販売できない。ただし、委託期間終了後の展示作品等の販売は妨げない。
- (5) 委託業務に係る入場料を徴する場合は、県と相談の上、実施すること。

11 その他

- (1) 受託者は、委託業務の実施経過について、適宜県に報告・相談すること。
- (2) 受託者は、委託業務に係る独自の広報活動を行い、事業の周知や発信を図るとともに、県が行う広報活動に協力すること。
- (3) 委託業務のポスター、チラシ等の広報物を作成する際は、「文化芸術の力を活用した地域のにぎわい創出事業」の趣旨を明記し、岡山県の主催事業である旨の表記を行うこと。